

## ヘーゲルのコルポラツイオーン論

尼 寺 義 弘

### 序

ヘーゲルは『法の哲学綱要』（1821）——以下、『綱要』と略記する——の「ポリツァイとコルポラツイオーン」（§230-256）において、市民社会の富と貧困の関係という極めて深刻な問題について論究し、その解決の方途を与えようとする。<sup>1)</sup>すなはち市民社会において各人の生計の確実さは保証の限りではない。ヴァンネンマン手稿（1817/18）は述べている。

「欲求の体系にはつねになお非常に多くの偶然性が存続しています、それは普遍によって取り除かれねばなりません、同様に法の領域はこの偶然性をもっており、そしてこの偶然性を止揚することがポリツァイの目的でなければならないのです。」<sup>2)</sup>

さらにグリースハイム手稿（1824/25）も述べている。

「食べること、飲むこと、着ることなどのような、ある種の一般的な欲望とでも言えるものがありますが、これらの欲望がどのようにして満たされるかは、外面的にはまったく偶然的な事情に依存しています。<sup>3)</sup>」では、どのようにして生計の確実性は確保されるのであろうか。

キール手稿（1821/22）はつぎのように述べている。「生計の確実さを私は私自身においてもってはいない、生計の確実さは普遍的な目的でなければならない。このことは今やポリツァイとコルポラツイオーンにおいて実現される。」<sup>4)</sup>

さて、ポリツァイとコルポラツイオーンの役割についてホトー手稿は述べている。

「人は市民社会において不法の止揚を、そのみならず不法の阻止を、そして主観的な福祉の促進を要請する。ポリツァイとコルポラツイオーンがこれの促進のために規定されている。ポリツァイは外的な偶然性に関連する、偶然性の秩序に関連する。コルポラツイオーンはこれに対し<sup>5)</sup>て具体的な仕方<sup>5)</sup>で特殊性の福祉を内的な目的とする。」

さらにグリースハイム手稿もやや詳細にポリツァイとコルポラツイオーンの位置づけについて述べている。ポリツァイについてはつぎのとうりである。

「ポリツァイは Polis, Politia に淵源し、国家の活動性全体である、今やポリツァイは人倫的な普遍それ自体の活動性ではなくて、市民社会に関わる普遍の、つまり外面的な国家としての国家の活動性である。ポリツァイは普遍であり、その普遍は市民社会に関わって活動している。ポリツァイの普遍的な規定は、それが外面的な現存在の統治であり、それ自体外面的な仕方であるが、権利と福祉を目的としている。それは市民社会に関する国家、外面的な国家、悟性の国家であり、

向自的に普遍的な目的を自己においてもたない国家である、ということである。この普遍的な目的を国家それ自体がはじめて含んでおり、ここでは普遍的な実効性のみがこの領域の相対的な全体性である、絶対的な全体性ははじめて国家それ自体である。<sup>6)</sup>」

『綱要』も § 249 でポリツァイについてつぎのように述べている。

「ポリツァイのあらかじめの配慮は、まずは、市民社会の特殊性のうちに含まれている普遍的なものを、もろもろの特殊な目的と利害関心をもっている大衆を保護し安全にするための一つの外的な秩序および対策として、実現しかつ維持する。大衆の特殊な目的と利害関心はこの普遍的なものにおいてそれらの実在をもつ、同様にこの配慮は、上からの指導として、この社会をはみ出て行く利害関心 [ § 246 ] に対して配慮する。<sup>7)</sup>」

ポリツァイは、本来の意味では、国家それ自体の普遍的な目的をみざす活動性である。しかしヘーゲルのポリツァイは「外面的な国家、悟性の国家」という市民社会の枠内での「外面的な現存在の統治」である。すなはち私的人格が核となり、互いに競争する社会、「万人による万人の闘い」<sup>8)</sup>を基本とする欲求の体系の、経済社会の統治である。この枠内での各個人の「権利と福祉」のいわば土台となるものがテーマとなる。ヘーゲルはポリツァイの具体的な政策として主としてつぎのことを挙げている。

1. 商品の品質と価格の監視機構
2. 営業身分と農民身分の、および商業身分と工場主との均衡の取れた発展の政策
3. 機械と失業への対策等々。<sup>9)</sup>

ポリツァイはかくして市民社会の各成員の権利と福祉の基礎となる国家のインフラストラクチャーを構築する経済政策、社会政策を意味する。それは市民社会のいわば「外面的な秩序」<sup>10)</sup>をなし、「福祉行政」あるいは「内務行政」とも訳されている。

つぎにコルポラツィオンをみることにしよう。グリースハイム手稿は述べている。

「コルポラツィオンは他の種類の用意周到さをもち、慎重さは一層内面的であり、一層心情的な様式をもつ。コルポラツィオンの目的は人倫的な統一よりもより多くのものと把握されるべきであり、共同の目的、目的、成員それ自体のための実態的な目的であり、彼らに内在的な独自の目的は、かくしてその目的は同時に共同の普遍的な目的であり、その目的は成員それ自体の相互作用によってもたらされる。コルポラツィオンにおいてはかくして成員がそれを普遍としてみづからがもち、そしてみづからが働かせるところの目的、すなわち少なくとも相対的に実態的な目的のための活動性が存在する。

かくしてコルポラツィオンは外面的な国家から人倫的な国家への移行をなす。<sup>11)</sup>」

さらに、『エンチクロペディー』は述べている。

「私人としての特殊な市民はコルポラツィオンにおいて彼の資産の確実さを見いだす、彼はそこで彼の個別の私的な利害関心から歩み出て、相対的に普遍的な目的のための意識的な活動性をもつと同様に、法的な義務および身分の義務において彼の人倫態をもつのである。<sup>12)</sup>」

コルポラツィオンは各成員が共同の普遍的な目的をもち、各成員が相互に作用しあうことによって作りあげられる団体である。それは各個別の諸団体によって各個人の生計の確実性の保証を目的とする。

『綱要』もつぎのように述べている。

「特殊性それ自体が、理念にしたがって、特殊性の内在的な利害関心に存するところのこの普遍をその意志と活動性の目的と対象とすることによって、人倫的なものが内在的なものとして市民社会に還帰する、<sup>13)</sup> コルポラツィオンの本分がこのことを形づくる。」

市民社会の核をなす特殊性が市民社会の枠内で人倫的なものという普遍を追求するのである。ヘーゲルはかくしてコルポラツィオンを国家への移行形態として、市民社会と国家を媒介するモメントとして考察する。

我々は以下においてつぎの点を論究する。1) コルポラツィオンとは何か。2) ヘーゲルのコルポラツィオン論はどのような源泉をもつのか。3) 下層階級の生計の確実さは保証されるのか。

以上の問題点の考察において、私は「プロイセン一般ラント法」(1794)とヘーゲルのコルポラツィオン論の関係について論究する。さらにコルポラツィオンについてヘーゲルの各手稿を参照しつつその分析を行う。

## I. コルポラツィオンとは何か。

『綱要』 (§250) によれば、市民社会の各成員は彼の社会的労働と活動によって一つの「身分」に属する。身分は市民社会の有機的な環である。各個人は一つの身分に属するという基礎のもとに社会的なおよび国家的な業務に参加する。各個人はこのようにして市民社会における彼の地位の社会的な承認をえる。ヘーゲルはそれを三つの身分に区別する、すなはち実態的な身分、営業の身分、普遍的な身分である。

コルポラツィオンは「市民社会の労働組織」 (§251) に現存する。すなはちコルポラツィオンは「ゲノッセンシャフト」 (§251-§252) であり、それは営業の身分に、たとえば手工業身分、工場主身分、商業身分などに限定される。コルポラツィオンの各成員は共同してコルポラツィオンを組織する。ゲノッセンシャフトにおいては「利己的な目的」が同時に「普遍的な目的」である (§251)。

グリースハイム手稿はコルポラツィオンと国家との関係について推理形式を用いてつぎのように述べている。

「コルポラツィオンにおいては、まず第一に、特殊な利害関心が目的である、このことに鑑みて各人はそのさい自立しているという原理が妥当する、そして個人はこの自立していることを彼の絶対的な権利として欲求する、かくしてどのようにして彼が市民社会に結びついているのか、そしてどのようにして彼が市民社会の資産から彼の生計を確保するのか、それはまったく彼に委ねられているのである。

このことは維持されなければならないが、しかし第二のことは、そこでは同時に利害関心の個別性が組織化され、普遍として形成され、そして特殊な圏域を作りあげ、その圏域がとはいえ国家と本質的な結びつきにある。国家とのこの結びつきが最高に重要な点である。

ここには概念によって規定されている二つの項がある、まず第一に個人性という個別性、この個別性は具体的であり、そしてそれによって人倫的であり、家族である、家族は国家の素材であ

る。第二に国家それ自体、人倫的な全体、普遍的な目的それ自体、これらは両項である、これらの二つの大なる人倫的な全体の媒介環はない。かように対立において現存在するものは、理性に、概念にしたがって、媒辞によって媒介されなければならない、かくして概念は推理として自己を表現する。

概念の本性は媒介環を要請する。媒介環は両項を自己において統一しなければならない、一方で家族の目的それ自体を、家族の特殊な利害関心を、他方でまたこの目的を普遍的な目的として内在的な、内的な仕方では自己において含まなければならない。かくしてそれは人倫的な媒介環であり、ポリツァイのように単に外的な仕方で行うのではない。

媒介環はかくして国家のように人倫的である、媒介環は一方で個々人の利害関心をその特殊性にしたがって自己のうちにもっているが、しかし他方で媒介環は国家と共通していて、特殊な利害関心は普遍的なそれとしてそこで目覚めさせられ活動させられる。媒介環は大きな有機的な環であり、我々は統治組織のところにより詳しくそのことを知ることになる。<sup>14)</sup>

かくしてコルポラツィオンを媒辞とする、家族——コルポラツィオン——国家 という推理形式の成立である。すなはち家族のもつ個別性、国家のもつ普遍性、そしてその両者を具体的におよび内在的にあわせもつコルポラツィオンによる媒介である。この推理形式をコルポラツィオンについて明示的に論究しているのはグリースハイム手稿のみである。さらにこの手稿は述べている。

「その間 [国家と個々人との間] に今やかの媒介環がある。人間は、自己について語るならば、利己的である、第二にこのことは、人間はまた普遍のために活動的であろうと意志する、人間は自己をブルジョワに還元しないことを意志する、人間はまた普遍を彼らの見解、彼らの意志によって働かせることを意志する。その活動性が人倫的であり、指定された活動性であるのみならず、独自の分別から発しているところの、普遍のための活動性のかかる分野は、ゲマイデにおいて、コルポラツィオンにおいて国家の市民に与えられる。<sup>15)</sup>」そこでは「普遍のための精神の欲求が活動的である。<sup>16)</sup>

「コルポラツィオンは家族と国家との媒介環を、しかも人倫的な媒介環としてそれを成す。<sup>17)</sup>

「生動的な肉体においていずれの点も有機的であるように、つまりその他のものとのもっとも親密な関連において生きているものとして有機的であるように、国家においてもまた全てのものが普遍的な生動性との本質的な同一性にあり、その特殊性にしたがって全体の分肢である。

このことがコルポラツィオンの本質的なもの、必然性という理性的なものである。<sup>18)</sup>

コルポラツィオンとはいえ同時に「公的な権力の監視の下に」 (§ 252) ある。コルポラツィオンの成員となるためには個人の「特殊な技能」と「誠実さ」が必要である (§ 252)。いずれのコルポラツィオンもそれ独自の業務に配慮し、同業者の異なる利害関心を互いに調整し、相互の援助をなし、職業教育を支援し、新規の成員を募集する等々。

コルポラツィオンはしたがって利己的な利害関心のなかに内在する普遍的な目的を顧慮する。利己的な個人はいずれもコルポラツィオンにおいては意識的に他の個人の利害関心を配慮する。ヘーゲルはかくしてコルポラツィオンを「第二の家族」として理解している (§ 252)。

「第二の家族」の根源について、ホトー手稿 (1822/23) は「c. 資産」 (§ 201) においてつぎのように述べている。

「国家の一つの土台は家族である，個人そのものは家族の成員として人倫的な権限をもつ。個人そのものは国家において人倫的な全体のモメントとして人倫的にのみ資格を与えられている，そしてこのモメントは家族の成員としてのみ個人で〔あり〕うる。国家の第二の土台は諸身分である。単なる自然性という偶然的な側面にある特種性を我々はさきのパラグラフで見てきた。特種的なものおよび必然性は身分である，欲求の満足の普遍的な仕方である。必然的に特種なものは普遍的に妥当するものとして特種的なものである。これらの身分は個人性の根源であり，個人性に基づいて諸身分は同時に外部に向けられている。家族そのものはまず第一に自己において完結しているものであり，外部に向って協定するという欲求を何らもってはいない。しかし自己のためのこの配慮がどのように他人のための配慮と関連しているのか，ということは身分において現存する，身分はそれゆえ非常に重要である，なぜなら私的な諸人格は，利己的であるとはいえ，自己を他人に向けねばならない必然性をもっているからである。ここにはかくして利己心がそれによって自己を普遍に，国家に結びつけるところの根源がある。この関連は堅固な関連であり，国家はその関連をつぎのように，すなはち私的な諸人格の自己のための配慮が国家の満足をも獲得するように作りだし，獲得しなければならない。私的な長所がかくして顧慮されなければならない，というのは国家のための労働が私的な人格に課せられるからである。これらの身分を今や大群衆が形成し，そしてこの大衆は，

実態的な  
反省的な  
普遍的な

} 身分である。<sup>19)</sup>

コルポラツィオンは，市民社会においてすでに失われている個々の個人の有機的な結びつきを作りだす。かくしてこの結びつきの再生は，なお市民社会それ自体において形成されるのである。とはいえコルポラツィオンは「公的な権威の監督のもとにある」，それは「成員の特殊な生計の範囲全体のために，普遍のために」現存する (§252)。

ヘーゲルは市民社会の本質をなすところの特殊性のもつ普遍的な側面を強調する。したがってコルポラツィオンは「国家の第二の，人倫的な根源」である (§255)。コルポラツィオンは国家を経済的におよび人倫的に扶養する。かくしてコルポラツィオンは家族とともに国家の基礎である。

## II. ヘーゲルのコルポラツィオンはプロイセン国家の一般ラント法といかなる関係にあるか？

ヘーゲルのコルポラツィオンの概念は，私見によれば，たぶん「プロイセン国家の一般ラント法」<sup>20)</sup>(1794)の研究より学んだものであろう。すでに一般ラント法 第二部 (Zweyter Theil) 第6章 (Sechster Titel) および第19章 (Neunzehnter Titel) は，ヘーゲルが彼の「ポリツァイおよびコルポラツィオン」で解決しようとした課題を取り上げている。それぞれの章のタイトルを掲げよう。

第6章のタイトルは「諸団体 (Gesellschaften) 一般について，およびとりわけ諸コルポラツィオンおよび諸ゲマイネについて」 (§1-§202) である。

第19章のタイトルは「諸救貧院 (Armenanstalten) について、および他の諸慈善団体 (andern milde Stiftungen) について」 (§1-§89) である。

以下において我々はこの第6章のコルポラツィオンについて論究する。

第6章の §1 は述べている:「団体一般のもとにここでは共同の窮極目的 (ein gemeinschaftliche Endzwecke) のために国家の複数の成員の諸結合 (Verbindungen) が理解される。」

同 §2 は述べている:「この目的が公共の福祉 (das gemeine Wohl) と共存しうるかぎり、これら団体は許可される。」

かくして団体あるいはコルポラツィオンは、「共同の窮極目的」が「公共の福祉」とともに実在し、その窮極目的を追求する国家の複数の成員から構成された結合団体、結社あるいは組合といえる。

コルポラツィオンはこの成員について「道徳的な人格 (eine moralische Person)」を想定する (同 §13., 50., 81. u. 88.)。道徳的な人格とはこの関連においては、自然人ではなくて法的な人格として理解されうる。

ヘーゲルはこの「道徳的人格」という属性に対して、成員の「技能と誠実さ (Geschicklichkeit und Rechtschaffenheit)」という客観的な属性」を主張する (『綱要』 §252.)。

コルポラツィオンの権限について一般ラント法は述べている。

§. 25. 「コルポラツィオンおよびゲマイネの諸権利 (Rechte) は、それが永続的な公共に資する目的 (ein fortdauernder gemeinnütziger Zweck) のために結合されたところの、国家によって許可されたかかる団体にのみ属する。」

§. 26. 「コルポラツィオンおよびゲマイネの諸関係 Verhältnisse および諸権利は、主に、それらの設立のさいに結ばれた諸契約にもとづいて、あるいは、確定された設立書 ergangenen Stiftungsbriefen にもとづいて、国家から取得した諸特権 Privilegien und Concessionen および、つぎにまた国家の許可のもとに締結された諸決議 abgefassten Schlüssen にもとづいて判定されねばならない。」

個々の成員の義務はつぎのとうりである。

§42 「コルポラツィオンのいずれの成員もその行為を共同の目的に合わせて行い、その目的の達成のために参画するという義務を負う。」

§43 「コルポラツィオンは、この目的に故意に、そうでなくとも頑迷に、逆らう行為をする成員を、除名する権限をもつ。」

§44 「コルポラツィオンはしかしこの権限 Befugnis を国家の監査の下にのみ、そして国家によって定められた法律にしたがってのみ行使しうる。」

§45 「コルポラツィオンの成員に対する固有の刑罰権は、コルポラツィオンに、それが成員として行ったところの違反行為の故にのみ、そして国家が明示でコルポラツィオンに同じ権利を与えたかぎりでのみ、属しうる。」

コルポラツィオンの内部の協議と決議の仕方についてはつぎのとうりである。

§51 「コルポラツィオンの内部の諸権限関係は成員の諸協議と諸決議 Berathschlagungen und Schlüsse der Mitglieder によって決められる。」

§52 「通常の事柄については、および、そのために一度限りで招聘された諸会議において、こ

の会議に出席している成員の決議が決定する。」

§ 53 「その審理が契約の諸条項 *Stiftungsgesetzen* において通常の会議に定められていないところの特別の事柄については、成員の全員が明示で召集されねばならない。」

§ 62 「団体の諸決議は多数決によって確定する。」

かくしてコルポラツィオンのすべての重要な事柄は各成員の協議によって、および、それと結びついた成員の集会の多数決によって決められる。

新たな成員の採用についてはつぎの通りである。

§ 48 「コルポラツィオンは、国家にあらかじめ通知し、承諾をえた後に *mit Vorwissen und Beystimmung* 新たな成員を採用する権利をもつ。」

ヘーゲルは『綱要』の § 252 において、同様に、コルポラツィオンは「一般的な連関によって決められる数の成員を採用する権利をもつ」とする。

ヘーゲルはさらにコルポラツィオンは「団体所属員のために、特殊的偶然性に対して配慮するとともに、成員たるべき能力の陶冶育成にかんして配慮する権利、— 総じて所属員のために第二の家族の役を引き受ける権利をもつ」とする(同)。

かくして自己自身のためにではなくて、他人のために、「公共の福祉」のために、すべての者のために配慮するというこの普遍的な側面は、ヘーゲルにとってコルポラツィオンを国家への移行段階として位置づける重要な一側面を表現する。

### III. コルポラツィオンの意義と限界はどこにあるか？

リングール手稿(1819/20)は「コルポラツィオンの目的」についてつぎのように述べている。「コルポラツィオンの目的。それは第一に生計の確保である。各個人はその活動性によって生計のための配慮をしなければならない。しかしこの活動性はつねに可能性にすぎず、現実性ではない。コルポラツィオンが家族に代わることによって、および特殊それ自体が最初の目的であることによって、人はまず第一に諸個人の陶冶について配慮しなければならない。ゲノッセンシャフトはその両親を失った子供たちの世話しなければならない。ゲノッセンシャフトはまた偶然にも貧困に陥った者の面倒を見るべきである、それは普遍的な欲求が満たされるよう配慮しなければならない。生産はしかるべき仕方<sup>21)</sup>で存在しなければならない。」

コルポラツィオンは「偶然にも貧困に」陥った成員の面倒を見なければならない、というヘーゲルの思想は、一見すると社会的な恐慌現象に直面してまったくよき解決策を提示しているように思われる。しかしこの解決策を実現するための可能性はあるのであろうか。この点についてはつぎの問題が今や検討されるべきである。

1. 私的所有に基礎をおく企業(株式会社等)とコルポラツィオンが共存するべきであるとしても、社会全体の生産と消費の関係を誰がどのような方法で調整し制御することができるのか。

ヘーゲルにとって近代的な恐慌は、すなはち過剰生産恐慌はすでに周知のことである。『綱要』§ 245 はつぎのように述べている。

「彼ら(貧困に陥ろうとしている大衆)の生計を労働によって(労働の機会を提供することによって)

媒介しようとするならば、生産物の量が増えるであろう、この過剰とそれに釣り合ったそれ自体生産的な消費者の不足のなかにまさに害悪が実在し、この害悪はさきの二つの方法においても増大するばかりである。」

ここで言う「さきの二つの方法」とは、一つのそれは貧困に陥ろうとしている大衆を「富裕な階級」か、あるいは、「公的所有 {富裕な慈善団体等}」が直接に救済する方法である。

この方法は労働に媒介されていないことから、ヘーゲルによれば、「市民社会の原理に、すなはち市民社会の諸個人の自主独立と誇りの感情という原理に反する」。

もう一つの方法は「労働による」媒介という間接的な方法である。この方法も上述の如く社会の過剰生産を導き、問題を解決することができない。

かくして「ここにおいて市民社会は富の過剰にもかかわらず十分には富んではないことが、すなはち貧困の過剰と賤民の出現を防止するに足るほどのもちまへの資産を備えてはいないことが見えてくる」(『綱要』 §245)。

ヘーゲルにとってこの生産の過剰と消費の不足の関係を、誰がいかなる方法で制御しうるかという問題については、何の答えも備えてはいないということが言えるであろう。<sup>22)</sup>

2. ヘーゲルは社会の生産手段について、その所有関係をどのように評価しているのであろうか。つまり誰が社会の生産手段を所有しているのかという問題である。さらに言えば、ヘーゲルは「ゲノッセンシャフト」としてのコルポラツィオンという彼の思想の真の実現が、生産手段の共同所有という概念を必要としているのかどうか、ということについては全く問題にしてはいない。

ヘーゲルのコルポラツィオン論は、ヴァンネンマン手稿から50年後に、K. マルクスが『資本論』の「資本制的生産の歴史的傾向」において述べた「否定の否定」の問題とつなげて考えてみる必要がある。すなはち、個人的な私的所有→資本制的な私的所有→個人的所有の再建<sup>23)</sup> という問題である。

「個人的所有の再建」はいかにして可能であるか、という問題を考究するためには、ヘーゲルのコルポラツィオン論とその淵源をなす一般ラント法が、再度、参照されるべきであると考えられる。もちろん、R. オーエンをはじめとするユートピアン社会主義の議論も、当然、視野に入れるべきであるが。<sup>24)</sup>

3. 最後にヘーゲルのコルポラツィオンの概念における更なる問題を指摘したい。

『綱要』 §252 はつぎのように述べている。

「商工業者 *Gewerbsmann* は、日雇い労務者 *Tagelöhner* とも、個々の偶然の仕事を受け持っている者とも異なっている。商工業者は、親方 *Meister* であろうと、あるいは、親方になろうとする者であろうと、ゲノッセンシャフトの成員であり、ゲノッセンシャフトは個々の偶然的な営業のためのものではなくて、成員の特殊的な生計の全範囲のための、普遍のためのものである。」

ヘーゲルはここで明らかにコルポラツィオンの成員の地位を「商工業者」にのみ、とりわけ「親方」にのみ限られるべきである、と把握している。したがって例えば「日雇い労務者」はコルポラツィオンの成員とはなりえない。かくしてこの概念における日雇い労務者は日雇い労務者のままである。日雇い労務者の生存はつねに市場経済のもつ偶然性に、景気の変動に依存している。日雇い労務者はかくして何の生計の確実性ももってはいないのである。たとえヘーゲルが、



ホト一手稿の言うごとく、「これらの身分を今や……大群衆 *große Masse* が自己において [形成し], そしてこれらの群衆はあるときは, 実態的な身分, 反省的な身分, および普遍的な身分である<sup>25)</sup>」としても, 「大群衆」はなるほど一面では諸身分へ包括されるべきであるとはいへ, しかし他面では社会の下層階層は諸身分へ統合されえないのである。というのは彼らはその身分に相応しい何の能力も, 何の技能も備えてはいないからである。したがって下層階級は, ヘーゲルの概念から見ても, コルポラツィオンの長所を享受する何のチャンスももってはいない, ということが言えるであろう。

## 結 び

我々はヘーゲルのコルポラツィオン論の成立過程を論究してきた。ヘーゲルは市民社会の私的諸人格のなかに, 自己自身のためにのみという私的な利己的な性格を越えて, 他人への配慮を, 他人のためにという人倫的な性格を, 普遍的性格を見だし, ここにコルポラツィオンの土台をすえている。すなはち「公共の福祉」という概念がそれである。そしてコルポラツィオンを媒辞とする推理形式, 家族—コルポラツィオン—国家 として国家との結びつきを志向する。我々はさらにプロイセン一般ラント法との関連を指摘し, 最後にこの理論のもつ積極的な側面と消極的な側面を検討した。

ところで, この理論は現代においても大いに参照されるべきであると考えられる。一つの企業なり, 一つの組織なりにおいて, 「公共の福祉」を基本概念とし, 「各人の生計の確保」を目的として相互扶助, 成員の採用・育成, 困窮子弟への援助などなど, 多くの学ぶべき点がある。

ヘーゲルの主張をさらに敷衍して言うならば, 組織原則として自由闊達な協議, 全体集会における多数決による決定など, 今日の株式会社組織のもつ持ち株数による決定とは一線を画するものであり, 将来社会への展望を与えるものである。コルポラツィオンはかくして市民社会が国家へ移行するための直接の媒介環をなし, 家族とともに国家を支えるのである。

## 注

- 1) 尼寺義弘「ヘーゲルにおける富と貧困の対立と社会的な調整機能—ポリツァイ論の分析」, 関西唯物論研究会編『21世紀の唯物論』文理閣, 2008年, 所収, 参照。同「ヘーゲル政治経済学序説」, 『愛知大学経済論集』第180号, 2009年, 所収, 参照。

Vgl. Walter Jaeschke, *Hegel Handbuch, Leben-Werk-Wirkung*, Stuttgart Weimar 2005, S. 389 f.

- 2) G. W. F. Hegel, *Vorlesungen über Naturrecht und Staatswissenschaft*, Heidelberg 1817/18, mit Nachträgen aus der Vorlesung 1818/19, Nachgeschrieben von P. Wannemann, Hrsg. v. C. Becker et. al. Hamburg 1983, S. 159. G. W. F. ヘーゲル『自然法および国家学に関する講義』—「法の哲学」第一回講義録, 1817/18年, 冬学期, ハイデルベルク, 1818/19年, 冬学期序説, P. ヴァンネンマン手稿—尼寺義弘訳, 晃洋書房, 2002年, 188頁。
- 3) G. W. F. Hegel, *Vorlesungen über Rechtsphilosophie 1818/1831*. Edition und Kommentar in sechs Bänden von K.-H. Ilting. Vierter Band. *Philosophie des Rechts*. Nach der Vorlesungsnachschrift von K. G. v. Griesheims 1824/25. Stuttgart-Bad Cannstatt 1974. S. 487.
- 4) G. W. F. Hegel, *Die Philosophie des Rechts*. *Vorlesungen von 1821/22*. Hrsg. v. H. Hoppe,

- Suhrkamp Verlag, Frankfurt a. M. 2005. S. 215 f. G. W. F. ヘーゲル『法の哲学 第四回講義録—1821/22年, 冬学期, ベルリン, キール手稿』尼寺義弘訳, 晃洋書房, 2009年, 236ページ。
- 5) G. W. F. Hegel, Vorlesungen über Rechtsphilosophie 1818/1831. Edition und Kommentar in sechs Bänden von K.-H. Ilting. Dritter Band. Philosophie des Rechts. Nach der Vorlesungsnachschrift von H. G. Hotho 1822/23. Stuttgart-Bad Cannstatt 1974. S. 691 f. G. W. F. ヘーゲル『ヘーゲル教授殿の講義による法の哲学Ⅱ』—『法の哲学』第五回講義録, 1822/23年, 冬学期, ベルリン—H. G. ホト—手稿, 尼寺義弘訳, 晃洋書房, 2008年, 417ページ。
- 6) G. W. F. Hegel, Vorlesungen über Rechtsphilosophie 1818/1831. Edition und Kommentar in sechs Bänden von K.-H. Ilting. Vierter Band. Philosophie des Rechts. Nach der Vorlesungsnachschrift von K. G. v. Griesheims 1824/25. Stuttgart-Bad Cannstatt 1974. S. 587.
- 7) G. W. F. Hegel, Grundlinien der Philosophie des Rechts. In: G. W. F. Hegel Werke in zwanzig Bänden, Werke 7, Suhrkamp, Frankfurt a. M. 1970. S. 390. G. W. F. ヘーゲル『法の哲学綱要』藤野渉・赤澤正敏訳, 岩崎武雄責任編集『ヘーゲル』所収, 中央公論社, 1967年, 473ページ。
- 8) Thomas Hobbes, Leviathan or The Matter, Form, and Power of a Commonwealth, Ecclesiastical and Civil, In: Everyman's Library, No. 691. London, 1962, p. 64. T. ホブス『リヴァイアサン』(一) 水田洋訳, 岩波文庫, 1996年, 210ページ以下参照。
- 9) 拙稿「ヘーゲルにおける富と貧困の対立と社会的な調整機能—ポリツァイ論の分析」, 前掲書, 133-137ページ。参照。
- 10) G. W. F. Hegel, Vorlesungen über Rechtsphilosophie, a. a. o., Vierter Band, S. 621.
- 11) Ebd., S. 587f.
- グリースハイム手稿は述べている。「コルポラツィオンはもっとも評判の悪い表現である, 特にフランス人のあいだではそうである, 彼らのあいだではコルポラツィオンと特権とは革命以来ひどく憎まれている, ゲマインデもコルポラツィオンであるが, しかしコルポラツィオンはもっと多くのものを自己のうちに含んでいる。」Ebd., S. 618. フランス人によるコルポラツィオンに対する上記と同様の評価は, リンギール手稿などでも触れられている。
- Vgl. G. W. F. Hegel, Vorlesungen über die Philosophie des Rechts. Berlin 1819/20. Nachgeschrieben von Johann Rudolf Ringier. Hrsg. v. E. Angehrn et. al. Hamburg 2000. S. 182.
- Vgl. G. W. F. Hegel, Philosophie des Rechts, Die Vorlesung von 1819/20 in einer Nachschrift, hrsg. v. Dieter Henrich, Frankfurt a. M. S. 256. G. W. F. ヘーゲル『法哲学講義録』1819/20, ディーター・ヘンリッヒ編, 中村浩爾・牧野広義・形野清貴・田中幸世訳, 法律文化社, 2002年, 195ページ。参照。
- 12) G. W. F. Hegel, Enzyklopädie der philosophischen Wissenschaften im Grundrisse (1830) III. In: G. W. F. Hegel Werke in zwanzig Bänden, Werke 10, Suhrkamp, Frankfurt a. M. 1970. S. 329 f.
- 13) G. W. F. Hegel, Grundlinien der Philosophie des Rechts, a. a. o., S. 393. G. W. F. ヘーゲル『法の哲学綱要』, 473-474ページ。
- 14) G. W. F. Hegel, Vorlesungen über Rechtsphilosophie, a. a. o., Vierter Band, S. 619 f.
- なお, 推理形式と経済学の関係についてはつぎの文献を参照されたい。
- 尼寺義弘『ヘーゲル推理論とマルクス価値形態論』晃洋書房, 1992年。
- 角田修一『「資本」の方法とヘーゲル論理学』大月書店, 2005年。
- 15) Ebd., S. 620.
- 16) Ebd., S. 621.
- 17) Ebd., S. 621
- 18) Ebd., S. 622.
- 19) G. W. F. Hegel, Vorlesungen über Rechtsphilosophie, a. a. o., Dritter Band, S. 622 ff. G. W. F. ヘーゲル『ヘーゲル教授殿の講義による法の哲学Ⅱ』, H. G. ホト—手稿, 374-375ページ。

ところで、上記に引用したH.G. ホトーのこの手稿部分は、E. ガンスによって § 201 への「Zusatz」としてつぎのように要約されている。

「国家の第一の土台が家族であるのにたいして、身分は第二の土台である。この第二の土台がかくも重要なのは、私的人格は利己的であるにもかかわらず、他人のことを顧みざるをえないという必然性をもっているためである。それゆえここに、利己心が普遍者たる国家に結びつく根があるのであり、この繋がりをいっそう堅実で堅固なものにすることこそ、国家の配慮せねばならないことである。」  
G. W. F. Hegel, Grundlinien der Philosophie des Rechts, a. a. o., S. 354f. G. W. F. ヘーゲル『法の哲学綱要』, 431ページ。

E. ガンスによるこの要約は、ホトー手稿の原文と対比してはじめて理解されるべきものである。この部分をよく比較するだけでも、ヘーゲルの重要な多くの指摘が「Zusatz」ではすでに欠落していることが確認されるであろう。

- 20) Allgemeines Landrecht für die Preussischen Staaten. Zweyter Theil. Zweyte Auflage. Berlin, 1794. S. 299 ff.

Vgl. Karl Rosenkranz, Georg Wilhelm Friedrich Hegels Leben, Darmstadt 1977, S. 85. K. ローゼンクラント『ヘーゲル伝』中壘肇訳、みすず書房、1983年、96ページ。Rolf K. Hočevár, Hegel und der Preußische Staat, München 1973. ロルフ・K. ホッチェヴァール『ヘーゲルとプロイセン国家』寿福真美訳、法政大学出版局、1982年。参照。

なお本節考究にあたり、つぎの文献を参照した。

石部雅亮『啓蒙的絶対主義の法構造』有斐閣、1969年。

石部雅亮・野田龍一「イエーニゲン稿『サヴィニー・プロイセン一般ラント法講義』」(一), (二), (三), (四), (五)『法政研究』(九州大学)第四八巻第一号、同巻第二号、第四九巻第四号、第五〇巻第二号、同巻第三・四号、1981/1984年。

野田龍一「サヴィニー・プロイセン一般ラント法」、『法政研究』(九州大学)第四八巻第三・四号、1982年。

- 21) G. W. F. Hegel, Vorlesungen über die Philosophie des Rechts. Berlin 1819/1820. Nachgeschrieben von Johann Rudolf Ringier. Hrsg. v. E. Angehrn et al. Hamburg 2000. S. 150.

「リングール手稿」の発見は、D. ヘンリッヒ編『ヘーゲル法哲学講義録』1819/20. の信憑性を裏づけるものである。

Vgl. G. W. F. Hegel, Philosophie des Rechts, Die Vorlesung von 1819/20 in einer Nachschrift, hrsg. v. Dieter Henrich, Frankfurt a. M. S. 203. G. W. F. ヘーゲル『ヘーゲル法哲学講義録』1819/20, ディーター・ヘンリッヒ編、146ページ。参照。

- 22) G. W. F. Hegel, Vorlesungen über Rechtsphilosophie, a. a. o., Vierter Band, S. 611 f.

- 23) Karl Marx, Das Kapital. Kritik der politischen Oekonomie. Erster Band. Hamburg 1867. S. 744 f.

大谷禎之介『マルクスのアソシエーション論』桜井書店、2011年、参照。

- 24) Vgl. Robert Owen, A New View of Society; or, Essays on the Principle of the Formation of the Human Character, and the Application of the Principle to Practice, London 1813/14. R. オウエン『社会に関する新見解』, 五島茂・坂本慶一訳『オウエン サン・シモン フーリエ』世界の名著 42, 所収、中央公論社、1980年、参照。

- 25) ヴァンネンマン手稿も市民の選挙への参加の仕方について同様のことを述べている。

「日雇い、召使い等々は[選挙するべきではなくて]、ゲノッセンシャフトの非会員として排除されているということは自明なことです。」

Vgl. G. W. F. Hegel, Vorlesungen über Naturrecht und Staatswissenschaft, a. a. o., S. 236. G. W. F. ヘーゲル『自然法および国家学に関する講義』, P. ヴァンネンマン手稿、276ページ。参照。

ビルガー・P・プリッダートは、氏の労作『経済学者ヘーゲル』において、ヘーゲルの「コルポラ

ツィオンの同輩仲間の典型は、自立的な手工業者兼企業家であって、アダム・スミスの経済学ではつとに分離されていた諸機能をその人格の中に統合している。それは、資本投資家であるとともに、生産者であり労働者といったものである。」

Birger P. Priddat, Hegel als Ökonom, Berlin 1990. S. 200 f. B. P. プリッダート『経済学者ヘーゲル』高柳良治・滝口清栄・早瀬明・神山伸弘訳、お茶の水書房、1999年、271ページ。

コルポラツィオンでは、『『資本家』——すなわち貨幣資産の所有者——と、『労働者』——すなわち技能資産の所有者——とは、同一の人格である。この領域の内部では、職人、徒弟、賃金労働者は、労働市場に参加する者として現れず、コルポラツィオンの締結された賃金や報酬に関して、ソフト規制に服しているのである。』Ebd., S. 202 f. 同上訳書、275ページ。

確かにヘーゲルのコルポラツィオンの担い手は、氏のように、資本家兼労働者あるいは資本家＝労働者とする解釈を許容しうる側面をもっている。そして氏の解釈を敷衍するならば富と貧困の対立は解消し、理想の社会が、コルポラツィオンからなる社会が、実現しているはずである。

しかし何故に現実には富と貧困の対立が深刻化し、先鋭化しているのであろうか。ヘーゲルはこの問題を生涯にわたり思考しつづけたはずである。それゆえにコルポラツィオンに参加しえない数多くの大衆の存在が忘れ去られているのではないのか。それゆえに「技能資産」をもちえない底辺の多数の日雇い労働者や失業者や貧民をいわばコルポラツィオンの救い上げるシステムを再構築する必要があるのではないのか。ヘーゲルにとってこの問題は解決しえざる未決の問題として残るのである。

#### 付記

なお、本稿作成に当たり、大阪市立大学大学院法学研究科守矢健一教授の御教示と同大学大学院経済学研究科大島真理夫教授の御高配を得ました事に感謝致します。